



## 「職場の熱中症対策」が罰則付きで義務化される

～ 6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金 ～

労働政策審議会は3月12日、「職場の熱中症対策」を罰則付きで事業者に義務付けることを厚生労働大臣に答申した。近年の猛暑の影響により職場における熱中症のリスクが高まっており、労働者の健康を守る対策を強化するものである。

2025年4月に安全衛生規則（安衛法第22条高温による健康障害防止義務の具体的措置を定める安衛則）の改定を経て、6月1日から施行される。省令案の概要は、次の通りである。

## 「職場の熱中症対策」の概要

## ■ 義務化の背景と目的

職場での熱中症による死傷者数が増加（右表）していることを受け、企業に対して適切な予防措置を求めることにより、すべての事業所において労働者の安全と健康を確保するための熱中症対策を義務化する

## ■ 対象作業

WBGT（湿球黒球温度）28度または気温31度以上の環境下において行われる作業で、継続して1時間以上、または1日当たり4時間を超える作業が対象になります

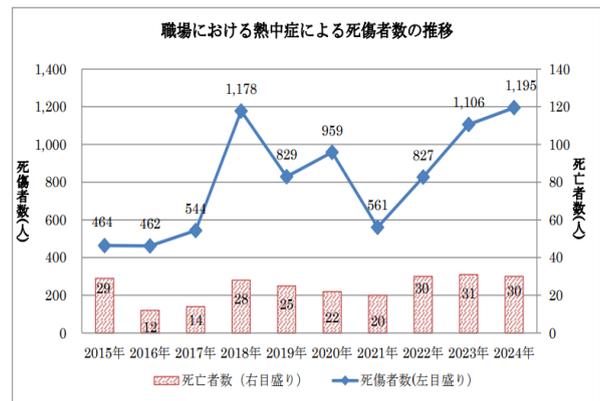
## ■ 実施すべき対策

- 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、①「熱中症の自覚症状がある作業員」②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること
- 熱中症を生じるおそれのある作業を行う際に、①作業からの離脱 ②身体のコールドダウン ③必要に応じて医師の診察や処置を受けさせること ④事業場における緊急連絡網、救急搬送先の連絡先および所在地等、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

## ■ 違反した場合の罰則

義務化された熱中症対策を怠った場合、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることもあります

（担当：労働条件局 花鳥賊）



【資料出所：厚生労働省 2025年1月7日時点速報値】

※企業が熱中症対策を講じるための支援策の詳細については、厚生労働省のウェブサイトをご確認ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou/nettyuu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/index.html)